

災害文化創造発信業務 仕様書

1 委託業務名

災害文化創造発信業務

2 目的

本市は、東日本大震災の経験と教訓を後世に継承するため、震災メモリアル事業に取り組んでおり、その一環として市中心部における拠点（以下「中心部拠点」という。）の整備を行うこととしている。令和2年10月に提出された中心部震災メモリアル拠点検討委員会報告書を受け、検討を重ねた結果、中心部拠点を「本市ならではの災害文化創造拠点」とすること、また、中心部拠点と音楽ホールを複合整備する方針となっているところである。

施設整備に先立ち、市民に「災害文化」の概念に触れる機会を提供し、前向きな受容に導くとともに、将来的に「災害文化」の創造に結び付く機運醸成を図ることを目的とする。

【災害文化】

災害が起こることを認識した上で、災害とともに生き、災害を乗り越える術を持った社会文化。その社会文化の顕れは、思考、哲学、芸術、技術、行動様式、社会システム等の広範に及ぶ。

3 履行期間

着手日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託業務内容

（1）企画構成

プロポーザルでの企画提案内容をもとに、仙台市まちづくり政策局防災環境都市推進室と十分に協議を行い、決定する。

（2）災害文化に関する各種発信事業

以下①から③の必須項目のほか、本業務の目的を達成するコンテンツを提案すること。

① ウェブ発信

- ・仙台市域における歴史やまちづくり、文化芸術、防災テクノロジー等、様々な分野における「災害文化」を再発見し、興味を喚起するコンテンツを制作すること。
- ・ウェブ発信に際しては、500件以上／月の閲覧数を確保する方策を提案すること。
- ・発信回数は履行期間中6回以上とする。
- ・コンテンツ掲載は、原則として仙台市が運営する震災メモリアルホームページ上とする。
URL：<https://city.sendai311-memorial.jp/>

② （仮称）災害文化カタログの編集

- ・①で取り上げた事象のほか、「災害文化」創造を体現している人、「災害文化」により生み出された様式や製品、最新テクノロジー、文学や哲学等の情報を集め、電子版カタログ的形式に編集すること。
- ・上記に関する情報収集や取材等は、発注者と十分協議の上実施すること。

③ 各種イベントの開催及び支援

- ・各種イベント（仙台防災未来フォーラム等）において仙台市が実施する「災害文化」に関連する講演、ワークショップ、展示等への支援を行うこと。
- ・実際に存在する事象や歴史的遺物等から、過去の「災害文化」や現代に繋がる「災害文化」を紹介するイベントを開催すること。

5 実施事業タイムスケジュール等

- (1) 第1回目の災害文化に係るウェブコンテンツ発信は、R4年9月までに行うこと。
- (2) (仮称)災害文化カタログの編集、ホームページ掲載はR5年2月28日(火)までに行うこと。

6 履行方法

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、本市に報告すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、仙台市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受託者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。
- (3) 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに仙台市に報告すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、指示を受けること。

7 報告事項

履行期間中において、本事業効果の検証に関するデータ提供や分析について、必要な項目をあらかじめ仙台市と協議の上、適宜報告すること。

8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を洩らし、または自己の利益のために利用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 成果物（業務履行過程に得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、仙台市の承諾を得た場合はこの限りではない。